

# 徳島市の民間施設等に係るクーリングシェルターの指定に関する要領

策定：令和6年7月24日

## 1 目的

この要領は、徳島市内の民間施設等に係る気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定について必要な事項を定め、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止を図ることを目的とする。

## 2 指定基準

この要領によりクーリングシェルターの指定を受けることができる施設は、徳島市内の民間施設及び徳島市以外の団体が所管する公共施設（以下「民間施設等」という。）であって、次に掲げる事項を満たすものとする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 徳島県に熱中症特別警戒情報（以下「特別警戒アラート」という。）が発表された場合に、開放可能日時において施設を一般に開放することができること。
- (3) 市民等の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を有すること。
- (4) 徳島市と民間施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）との間において、別に定める指定及び運用に関する協定を締結し、施設管理者がその内容を履行できること。

## 3 運用期間等

クーリングシェルターの運用期間は、国における特別警戒アラート等の運用期間と同一（4月第4水曜日から10月第4水曜日まで。運用期間の変更があった場合には、当該変更後の運用期間）とする。ただし、当該期間以外の期間においても、クーリングシェルターの指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）の施設管理者が必要と認めるときは、運用できるものとする。なお、指定施設の開放可能日時は、当該指定施設の業務日及び業務時間を基本とし、協定に定めるものとする。

## 4 指定手続等

### (1) 指定施設の募集

クーリングシェルターの指定を受けようとする施設管理者は、別記様式「徳島市クーリングシェルター指定申請書」（以下「指定申請書」という。）に必要事項を記入の上、電子メール、FAX 又は持参（持参の場合は徳島市役所本庁舎の開庁日における8時30分～17時に限る。）により、徳島市健康福祉部健康長寿課に提出するものとする。なお、応募は随時の受付とする。

### (2) クーリングシェルターの指定

徳島市は、上記(1)により提出された指定申請書の内容が適当と認めるときは、当該指定申請

書を提出した施設管理者が管理する民間施設等をクーリングシェルターに指定し、当該施設管理者に通知するものとする。

### (3) 協定の締結等

徳島市と施設管理者は、上記(2)のクーリングシェルターの指定後、速やかに上記2(4)に定める協定を締結するものとする。

また、協定の締結後、徳島市は、施設管理者に対し、所定のステッカー、熱中症予防に関する啓発資料その他クーリングシェルターの運用に必要な資料等をデータにより提供するものとする。

### (4) 公表

徳島市は、協定の締結後、指定施設の名称、所在地、開放可能日、受入可能人数等について、徳島市公式ホームページにおいて公表するものとする。

### (5) 連携体制の構築

徳島市は、クーリングシェルターの指定及び運用にあたり、必要に応じて特別警戒アラートに関する情報提供、市民への広報等を行うほか、クーリングシェルター事業を総括する立場として、指定施設の施設管理者と適宜連携するものとする。

## 5 実施内容

指定施設の施設管理者におけるクーリングシェルターの開設に係る実施内容は、次のとおりとする。

- (1) 玄関等におけるステッカーの表示その他開設に係る周知
- (2) 空調の運転及び管理
- (3) 滞在用の椅子、ソファ等の設置
- (4) 利用者の受入対応
- (5) 熱中症予防に関する啓発資料の配布
- (6) 体調不良者の発生等緊急時の対応
- (7) その他徳島市と指定施設の管理者が協議して定める事項

## 6 費用負担等

クーリングシェルターの指定及び運用に要する費用については、指定施設の施設管理者の負担とする。また、利用者が指定施設に損害を与えた場合及び指定施設の設備の不備その他施設管理者の故意又は過失により利用者に損害を与えた場合であっても、徳島市は責任を負わない。

## 7 運用に関する事項

上記3～6に定めるもののほか、指定施設の施設管理者は、クーリングシェルターの運用にあたっては安全・安心の確保を前提とするとともに、次の事項を踏まえ、適切に対応するものとする。

- (1) クーリングシェルターは、単なる休憩目的ではなく熱中症の予防のため避難する目的により利用できること。
- (2) 開設時には、所定のステッカーを玄関等に表示すること。
- (3) 冷房は、室温が概ね 28℃以下になるよう設定・管理するよう努めること。
- (4) 利用にあたっては、他の施設利用者の迷惑等にならないよう周知すること。
- (5) 避難や熱中症予防に必要な飲食は、管理上差し支えない限り許可すること。なお、飲料水等、必要な物は利用者が準備することとして差し支えないこと。
- (6) 体調不良者の発生等の緊急時には、応急処置、救急要請その他適切に対応できる体制を整備すること。

## 8 指定の取消し等

指定施設が次の(1)～(3)のいずれかに該当するときは、クーリングシェルターの指定を取り消すものとするほか、(4)に該当するときは、クーリングシェルターの指定を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定施設が廃止されたとき。
- (2) 上記 2 に定める指定基準に適合しなくなったと認められるとき。
- (3) 上記 2 (4)に定める協定が廃止されたとき。
- (4) クーリングシェルターとして指定する必要があると認めるに至ったとき。

## 9 徳島市熱中症対策認定事業所

徳島市は、民間施設等をクーリングシェルターに指定し、協定を締結したときは、当該指定施設を「徳島市熱中症対策認定事業所」に認定し、認定証を交付するものとする。

当該認定証の交付を受けた指定施設の施設管理者は、クーリングシェルターの運用のほか、指定施設の利用者、従業員等に対する熱中症予防に関する啓発その他の取組を推進するよう努めるものとする。

## 10 その他

この要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、徳島市と指定施設の施設管理者とが協議の上、別に定めるものとする。